

令和5年度補正予算

県産小麦・大豆供給力強化事業

麦・大豆の生産拡大に向けた団地化の推進や機械・施設等の導入などにより、生産性向上を図る産地の取組をソフト、ハードの両面から支援します。

1 支援の詳細

(1) 概要：

麦・大豆の生産拡大に向けた団地化の推進や営農技術の導入や農業機械・施設の導入

(2) 対象ほ場：水田及び畑地

(3) 対象作物：小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆（種子用を含む）

(4) 実施主体：農業者の組織する団体※¹、地域農業再生協議会

※¹ 受益農業従事者の常時従事者が5名以上

(5) 内容：

【生産性向上の推進】

団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援します。支援の上限額は地域の作付面積に応じて異なります。

※50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内

【営農技術等の導入】

生産性の向上に向けた技術や品種を導入する場合、その内容に応じて10,000円/10a以内で定額支援します。取組内容により助成単価は異なります。

【機械・施設の導入】

生産拡大に必要な機械・施設の導入を支援します。

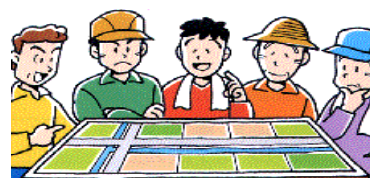
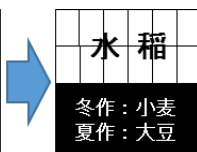
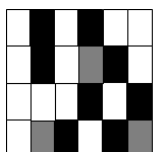
※補助率は1/2以内、5,000万円未満の機械・施設の導入が支援対象となります。

※ほ場で使用する機械に限り、10,000万円未満の機械が対象となりますが、その際の上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円となります。

(6) 主な採択要件

- ・ 麦・大豆国産化プランが策定されていること（交付申請時まで）。
- ・ 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしていること。
- ・ 生産性向上等につながる成果目標※を定めていること。

※ 交付等要綱に規定する複数の目標の中から選択



麦の団地化に向けた話し合い



2 営農技術、機械・施設の導入に関する詳細

(1) 営農技術

- ・ 10,000円/10以内で、複数のメニューを組み合わせて選択することが可能です。なお、助成対象とする取組の助成単価は、その取組に対応する助成単価以内かつ500円単位で調整することができます。

【営農技術一覧(一部)】

- ・ 排水対策技術の導入(2,000円/10a)・・・心土破碎、深耕、弾丸暗渠の施工
- ・ 効率的播種技術の導入(5,000円/10a)・・・耕うん同時畝立て播種 等

(2) 機械・施設の導入

麦・大豆の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設(50万円以上5,000万円未満※)の導入、リース導入及び改良を支援します。

※ほ場で利用する農業機械の導入に限り、50万円以上10,000万円未満。その際の上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円。

3 麦・大豆国産化プラン

- 生産産者と実需者が計画的かつ一体的に国産麦・大豆の生産・利用拡大に取り組むためのプランです。
- 本事業に取り組む場合は、次の5つの事項を記載した麦・大豆国産化プランを策定し、栃木県知事から承認を受ける必要があります。

【プランに記載すべき項目】

- ① 麦・大豆生産の現状と課題
- ② 課題解決に向けた取組方針
- ③ 産地と実需者との連携方針
- ④ 麦・大豆の国産化に向けた推進体制
- ⑤ 各関係者の役割

4 事業の手続き等について

【事業の採択】

- 国は、事業実施主体毎の事業要望の内容に対してポイント付けを行い、予算の範囲でポイント上位順から事業要望を採択します。
- 採択後に事業実施の具体的な申請手続きをしていただきます。

【ポイント】

- 成果目標+加算(加算は最大2つ選択できる)の合計をポイントとします。
- 麦と大豆両方に取り組む場合は、各品目のポイントを平均して事業実施主体のポイントを算出します。
- 種子は成果目標のポイントのみ設定します。

【申請方法・問い合わせ先】

- 申請先は各市町の農政担当窓口となります。期限や提出に必要な様式等は市町へ御確認ください。(手続きの流れ:実施主体→市町→県→国)
- 事業の概要等については、各市町担当者または最寄りの農業振興事務所企画振興部、県生産振興課へ御相談ください。